

性虐待に関する宣言

令和6年(2024年)1月7日

一般社団法人日本子ども虐待防止学会
理事長 岩佐嘉彦 ㊞

性虐待は、女兒だけが被害に遭うのではなく、男児も被害に遭うことが社会的に知られるようになりました。年齢の幅も広く、幼児から思春期・青年期まで、被害を受ける可能性があります。また、障がいを抱えた子どもも性虐待を受ける危険性が高いことが知られています。

WHOによると、女兒の5人に1人、男児の13人に1人が性虐待を受けていると報告されており、海外では、防止や治療・ケアのための多くの研究もなされています。しかし、日本では、性虐待の通告が少なく(令和4年度児童相談所虐待相談対応件数のうち1.1%)、対応の方法についての研究や実践が遅れている状態です。

また、WHOでは、虐待を、子どもに対して責任を有し、子どもから信頼され、あるいは子どもに対して権威性を持つという関係における、成人や年長者の行為であると定義づけていますが、日本では、保護者以外の者からの虐待は、児童虐待防止法上は保護者のネグレクトとされています*。その結果、ただでさえ、保護者からの性虐待の通告が少ない上に、保護者以外からの性虐待(日本では保護者のネグレクト)への対応が不十分で、子どもの権利を守ることに限界が生じています。

性虐待は表面化しにくい虐待の形ですが、「魂の殺人」と言われるほどに、その後の子どもの発達やメンタルヘルスに重大な影響を与える問題です。にもかかわらず、現在の日本では、性虐待の定義、予防、早期発見、福祉的介入、警察の介入をはじめとする刑事司法のあり方、福祉的支援、心理的ケア・治療、自立支援のどれをとっても全く不十分な状態にあります。これによって、被害を受けた子どもが相談したり、訴えたりすることが困難になり、問題を一層潜在化させています。

日本子ども虐待防止学会のこれまでの対応が十分であったとは言えません。当学会では、辛い開示をして、社会にその問題があることを提示した方々の勇気を尊重し、政治、行政、教育、司法、民間団体、市民、すべての社会がこの問題に対して真摯に対応することを望むとともに、今後、学会としても性虐待対応の在り方に関する研究や実践に力を注ぎ、それを通して社会に提言を行っていくことを宣言します。

* 厚生労働省『子ども虐待対応の手引き』では、「保護者以外の者から虐待を受けている子どもについても、保護者によるネグレクトとして児童虐待防止法にいう児童虐待に該当し、同法に基づく通告および保護の対象になるものである」としています。